

とよなか ARTS ワゴン アーティストバンク利用規約

とよなか ARTS ワゴンアーティストバンク要項第9条について次のように定める。

第1条 アーティストバンクの利用希望者（以下、利用者）は、本規約に同意の上、センターホームページにある利用申請書（様式第1号）を事務局に提出しなければならない。利用者は個人、団体を問わない。

第2条 事務局は、利用者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、利用を拒否、又は取り消すことができるものとする。

- 1) 公序良俗に反する活動を行うと認められる場合
- 2) 政治・宗教活動を主な目的とする場合
- 3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体・個人と認められる場合
- 4) 関係法令に違反すると認められる場合
- 5) センター、バンク登録者の品位を損なう恐れのある場合
- 6) 著作権や商標権、そのほか第三者の権利を侵害する恐れのある場合
- 7) 申請に虚偽があった場合
- 8) その他、事務局が不相当と判断した場合

第3条 利用者は、以下の経費を負担する。

- 1) バンク登録者への謝礼金
- 2) バンク登録者の現地までの往復交通費
- 3) 著作権使用料
- 4) 機材・材料や運搬などの経費
- 5) その他、公演に必要な各種経費

第4条 前条に係る支払いについては、利用者、事務局およびバンク登録者との事前打ち合わせにおいて、金額、必要経費、支払い方法および期日等を決定する。

第5条 事務局およびバンク登録者は、故意又は重大な過失がない限り、利用者および第三者が受けた損害等について、一切の責任を負わない。

附則

この規約は令和4年（2022年）4月1日から施行する。